



双書 ジェンダー分析16 女性解放をめぐる占領政策

日本の女性政策の進展に、国際婦人年以降の国連の一連の取り組みが強く影響したことはよく知られる。本書が取り上げるのは、それ以前のもう一つの外的力、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)による日本占領政策における「女性解放」(emancipation)である。GHQの女性政策を中心的役割を担ったのは、アメリカ陸軍女性部隊(WAC)所属の女性担当官、民間情報教育局のエセル・ウッド陸軍中尉(在任1945-52)であった。

マッカーサー上層の考えは、日本を非軍事的民主主義国家にする目的の範囲内で女性の権利を認めるもので、当時のアメリカに一般的な性別役割分業觀を超えるものではなかった。女性が女性陣営を形成するフェミニズム運動については強く警戒したのである。本書は、日米の資料、書簡や関係者への聞き取りによって、ウッドが、女性のアメリカ女性史の草分けであるメリ・ビードの助言から大きな影響を受けながら、占領組織の中で「女性政策推進ネットワーク」を形

成し、上層部の意図を超えて「女性の視点」を持ち、日本女性のエンパワーメントに向けた政策を展開した歴史を明らかにしている。随所から、本書をバックラッシュに立ち向かう「力」のよりどころにしてほしい、という著者の思いが伝わってくる。

メリ・R・ビード Beard, Mary Ritter (1876-1958)

代表作は *Women as Force in History: A Study in Tradition and Realities* (1946) (『歴史における力としての女性』)。女性は男性と共に積極的に歴史を作り上げて来た存在であるという見方を提示し、女性の無力さを強調する伝統的フェミニストの女性抑圧史觀に反対した。1922-23年に夫チャールスと共に来日し、加藤シズエと出会う。加藤はビードの指導の下で自叙伝 *Facing Two Ways* (1935) をアメリカで出版、これが占領政策の基本テキストに採用されたことから、GHO女性問題顧問になり、戦後改革に重要な役割を果たす。ビードは占領政策に関するウッドとの交流を通じて日本女性への关心を深め、加藤の翻訳で『日本女性史』(1953)を刊行した。

くにひろ ようこ
国広 陽子 (武蔵大学社会学部メディア社会学科教授)



シリーズ現代経済の課題 現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ

気鋭の社会政策学者である著者は、日本の社会保障システムを中高年男性中心の「男性稼ぎ主」型と呼び、若者と女性を排除してきたと見る。「日本の生活保障システムは、知識経済化に立ち遅れただけではなく、排除の装置へと化しつつある」一本書の帯に掲げられたこのいささか挑発的なフレーズの中身を実証するため、著者はさまざまなデータをあげている。たとえば、貧困層の女性の調査をすると、中卒レベルの教育歴、母子世帯、有配偶でも夫の就業が不安定といった要因があるときに、貧困は固定化しやすい。「ニート」「フリーター」と呼ばれる若年の無職者ないし非正規雇用者を見ると、その親の世帯収入は、正社員の半分に満たない人たちが最も大きな層をなしている。貧困が世代を超えて連鎖しているのである。

著者は、所得の垂直的再分配ではなく、多様な人々が協力してリスクをシェアする「ユニバーサル・サービス」を提言する。そのコンセプトは、福祉サービスにおいてこれまで「措置」する対象であった人々を、サービスの設計・運用に主人公として参

画させることによって「生活の協同」を可能にし(協同組合や社会的企業などが例示されている)、社会的排除から社会的包摶へと大胆な政策の転換を迫るものとなっている。

社会的排除(social exclusion)

「社会的排除」とは、個人または集団が、雇用・教育・住宅・医療などの社会的サービス・資源から疎外され排除されている状態を指す。「貧困」が所得に注目した概念であるのに比べ、「社会的排除」はより多角的で社会との関係を構造的に捉えた概念である。

この言葉は、欧州理事会が2000年に採択した「貧困および社会的排除と闘うための共通目標」によって広く知られるようになつた。この政策文書は、政府のみではなく、NGO、労組、協同組合などの社会的パートナーを動員しながら、弱い立場にある人々を社会が包摂する道筋を示している。

はやし ようこ
林 陽子 (弁護士)

正義・家族・法の構造変換—リベラル・フェミニズムの再定位

この本は2003年2月に32歳の若さで急逝した法哲学者、野崎綾子の遺作である。公私の領域を峻別し、私的領域への公権力の介入を拒絶する一方で公的領域における平等な法的権利を保障することが女性解放を実現すると考えたりべらル・フェミニズムは、家族に代表される私的領域における支配從属関係こそが女性の抑圧の原因であることを明らかにした1960年代以降のラディカル・フェミニズムによって根本的に批判された。

野崎は、この批判を肯定的に受容しつつ、「現代日本における、フェミニズム研究の最大の問題点は、その原点である自由・平等のような近代的的理念を忘却した点にある」「法・権利・裁判などについてのペシミズムが、我が国のフェミニズムおよび、これと関係の深いジェンダー研究やセクシュアリティ研究の研究者の支配的空気になっている」という問題意識に立脚して、近代自由主義の中核的理念である基本的人権の観念の可能性を汲み尽くすことを目指して、リベラル・フェミニズムの再定位化をこの本で試みたのである。

知的誠実さと精神的自立性、そして道徳的勇気に満ちた法哲学の傑作。

リベラル・フェミニズム

リベラル・フェミニズムとは、一般的には第一次フェミニズムと呼ばれる、フランス革命以降、20世紀初頭まで展開された女性の権利を求める世界的規模の運動における思想の一つで、近代自由主義を理論的基礎としたものと考えられている。第二次フェミニズムは、1960年代以降、国際平和、人種の平等、学生運動、社会主義運動の中で始まった運動で、ラディカル・フェミニズムなどの思想を含んでいる。野崎綾子のリベラル・フェミニズムは、ラディカル・フェミニズムの近代自由主義批判を踏まえて再構成を目指した新たなフェミニズム論である。

もりた あきひこ
森田 明彦 (東京工業大学特命教授)



「若者の性」白書—第6回青少年の性行動全国調査報告

少し毛色の違う本を紹介しよう。1974年からほぼ6年おきに、中学生から大学生までを対象として行われてきた性行動に関する全国調査の最新版(2005年実施分)である。データがとにかくおもしろい。パソコン・ヘビーユーザーと携帯メールをたくさん送る人は、ほとんど重ならない別タイプの人間で、かつ携帯メールの1日あたりの送信数が多くなるほど、キスの経験率が高くなる(1)。これは現在交際相手がない場合でもそうなので、交際相手の存在による疑似相関ではない。もちろんせっせと携帯でメールを送っていたら、キスができるようになるわけではないのだが、すぐに返信をする、という即応規範と親密性を作り出す態度とが結びついているのだろう。一方援助交際などを経て、今の高校生は、愛情のないセックスなどに比較的寛容かと思いや、愛情を求める指向性は過去よりも強くなっている。しかもその比率はパソコン派よりも携帯派の方がさらに高い。ジェンダーの専門家が書いたものではないので、少しつ

っこみたくなるような物言いがあったりはするが、これだけの材料を前にすれば、まずそれを料理して何が言えるかを考え方が建設的ではないかと思われる。ちなみに成人対象のランダムサンプル調査に『日本人の性行動・性意識』(NHK出版)がある。

メディアと性

どのようなメディアと接触しながら性を学習していくかが、この本の問題関心となっている。AVを情報源とした層で、「愛情のないセックス」に対する許容度が上がる、といった指摘の一方、その層が決して多数の人と性交験を持つような層ではないことも示されている。大人は子どもを性に関して「白紙」の如く捉えて、色に染めまいとする。一方で子どもは実際にさまざまなチャンネルを通じて性に関する情報を得る。性の情報源について、現実を踏まえた冷静な判断が求められているように思われる。

せちやま かく
瀬地山 角 (東京大学大学院総合文化研究科准教授)

ドメスティック・バイオレンスとジェンダー—適正手続きと被害者保護

本書は、刑法を専門とする著者が2004年にお茶の水女子大学大学院に提出した博士論文が基になっている。日本では2001年にドメスティック・バイオレンス(以下、DV)防止法が施行された。しかし被害者の安全を確保するための保護命令制度は、加害者逮捕などの手続きを厳格に定めるデュー・プロセス(適正手続き)との妥協の产物として、実効性が疑問視されている。本書は、米国におけるDV防止法誕生の歴史を重層的な権力関係に着目するジェンダーの視点で分析し、それにより日本法への示唆を得ようとするものである。

著者は、米国における刑事司法の政策が、犯罪の抑止とデュー・プロセス、被害者の安全という三つのせめぎあいから形成され、1970年代以降、不介入主義から積極的介入主義へ転換し、加害者の「義務的逮捕」へと推移した経緯を実証し、デュー・プロセスの考え方はさまざまな差別を是正し公平の実現を目指すものであったと結論する。またこの結論に基づき、デュー・プロセスの概念を柔軟に捉え、日本の

DV防止法において、加害者の逮捕について警察官の責務と権限を具体的に規定することなどを提言している。DVに関連する著書の中でも、本書は数少ない刑事法の立場からの意欲作と言える。

義務的逮捕(mandatory arrest)

著者によれば、米国においてmandatory arrest、すなわち義務的逮捕は、DV防止法に導入された逮捕の仕組みである。米国における「逮捕」とは、日本とは異なり、捜査の初期段階において、刑事訴追または取り調べの目的で、警察が被疑者をその意思に反して身柄拘束することを意味する。義務的逮捕は、ジェンダー・バイオレンスを有する警察官が自己的裁量でDV加害者の逮捕を手控えることを防ぎ、加害者への刑事的対応を強化する目的でなされる。今日では米国の大半以上の州で、DV防止法に義務的逮捕が規定されている。

みやざき せいこ
宮崎 聖子 (福岡女子大学文学部人文科学系准教授)



■ 吉川真美子 著
■ 世紀書房
■ 2007年初版
■ 2,800円(税別)

ジェンダー人類学を読む—地域別・テーマ別基本文献レビュー

ジェンダー人類学と呼ばれる、ジェンダーに関する文化人類学的研究が本格的に行われるようになったのは、1970年代のことであり、それ以降30数年の間にこの分野は大きく展開し、人類学の下位領域の一つとして確実な地位を占めるようになったと言えるだろう。本書は、このように目覚ましい進展を続けてきたジェンダー人類学が、現在、必要性と興味が大きいにもかかわらず、ある種の閉塞感さえ感じさせる状況に在るという認識に立ち、これまでの研究の蓄積を検討し、問題点を共有することを目指して編まれたレビュー論文集である。第一部は、地域編で、東南アジア、地中海、アフリカ、太平洋地域という広い範囲の各地域でのようにジェンダー人類学の研究が展開してきたのかについて、各地域を専門とする研究者たちによるレビューが集められている。第二部は、テーマ編として、開発、国際移動、女性割礼/女性性器切除、宗教、市民社会、セクシュアリティという近年注目されるテーマを追ってきた研究者によるレビュー論文が並ぶ。このような広い視点からの整理により、ポストコロニアル批判とフェミニズム、お

よびジェンダー人類学の問題の重なり合い、そしてグローバル化時代の現在、人類学が直面する問題群までが説得的に明らかにされ、その結果、この分野の持つ豊かな可能性が納得される。広く社会科学分野でのジェンダー研究に大変有用な書と言えよう。

人類学へのポストコロニアル批判

人類学が論じてきた「未開社会」の多くは植民地であり、人類学が西洋の植民地主義に大きくかかわっていたことは否定することのできない事実である。エドワード・サイードは、西洋と東洋を対置していく構造を明らかにし、西洋が東洋を支配し、威圧するための様式としてのオリエンタリズムという植民地主義的イデオロギーを批判した。こうした一連の議論の中で、人類学という学問自体も近代西洋の植民地主義的な権力関係の所産であったことが指摘され、批判されてきたのであり、ジェンダー人類学もその例外ではないことが認識されるようになってきた。

くばた さちこ
窟田 幸子 (広島大学大学院総合科学研究科准教授)



■ 宇田川妙子、中谷文美 著
■ 世界思想社
■ 2007年初版
■ 3,000円(税別)

ムープマークの付いた書籍は、「ムープ」に配架しています。